### 書評特集

川出良枝著『平和の追求:18世紀フランスのコスモポリタニズム』をめぐって

## 《書評論文》

# コスモポリタニズム思想史の研究史のなかの川出良枝『平和の追求』

本書評特集に寄稿された他の二つの論考も等しく指摘するように、本書『平和の追求――18世紀フランスのコスモポリタニズム』(川出良枝著、東京大学出版会、2023年)は、日本におけるヨーロッパ近代政治思想史研究の金字塔というべき大作である。そこに見出されるのは、前著『貴族の徳、商業の精神――モンテスキューと専制批判の系譜』(東京大学出版会、1996年)と同様、もしくはそれ以上の驚異的な文献渉猟による、壮大な思想の歴史のパノラマである。しかもそれが、極端な単純化は免れながらも、決して多種多様な一次文献の紹介のみに終わることなく、この目も眩むような豊饒な思想世界をあるパースペクティブの下に描き切る力量には、ただ感服するほかない。これだけの大量かつ多様な史料の綿密な読み込みにもとづく政治思想史研究は、欧米の第一線の研究においても滅多に出会うものではなく、今後は本書に結実した川出の研究成果が、あらためて世界の研究者共同体に向けて発信されていくことを切に願いたい。

本書の最大の特徴は、フランスとイギリスの双方を視野に収めた多国籍的な思想史の叙述にある。その眼差しはさらに、ドイツやイタリア、イベリア半島等にまで及んでいく。思想史の視座から、18世紀の英仏交渉史がその射程に収められる。こうして、それぞれの国・地域ごとに論じるだけではそれらをいかに集積しても見えてこない、壮観というべき知的ランドスケープが出現する。おそらくここには、本書の主題であるコスモポリタニズムの精神が、対象に向き合う著者自身の態度にも再帰的に反映されているさまを認めることも許されるだろう。

近代ヨーロッパ世界のコスモポリタニズム思想史を描く際、英仏関係と互いの国民表象の問題(anglomanie/anglophobie; Francophilia/Francophobia等)は逸せないポイントであり、「文芸共和国」以来のヨーロッパ理念が主題となる。本書はこうした問題群に正面から取り組みながら、同時に、大航海時代以降の西洋世界の拡張が不可避的にもたらす非西洋圏との関係についても、目配りを怠らない。本書には両者の絡まり合いについて、示唆的な指摘がいくつも見られる。それは――万民法・国際法に加えて――世界市民法の問題であると同時に、帝国と植民地独立の歴史、グローバル史といった19世紀から現代にいたる課題に直結する問題群でもある。著者は丁寧に思想史を叙述することを専らとし、直接にアクチュアリティを語ることには基本的に禁欲的であるが、それにもかかわらずその叙述は読者に自ずと、18世紀の思想史が今日的課題と地続きの位相をもつことを意識させてくれる。

以下では、本特集に寄せられた他の論考との関係も考慮して、扱う論点をいくつかに絞り込みつつ、とりわけ本書が今日の思想史の研究史的状況のなかでどのように位置づけうるのかについて一つの見通しを示してみたい。しかしこれはあくまで一つの試論の域を越え出るものではなく、むしろ本書の魅力の中心は、読み手に多種多様な補助線を引くことを許す文脈的多元性・多様性にこそあるという点を急いで付け加えておかなければならない。

#### 啓蒙期コスモポリタニズムと古代思想の再解釈の諸相――オイケイオーシス概念を中心に

本書の第1章「祖国への愛と人類への愛」は、コスモポリタニズムの道徳思想・倫理学的な側面に焦点が当てられる。ここで(狭義の)道徳思想というのは、人間本性論とほぼ等置してもよいような領域である。そこからは当然規範的な道徳的含意も導かれるが、当為――何が義務であるか、正しいか、望ましいのかといった議論――のみにはとどまらない、人間の自然本性(human nature)をめぐる冷静で多角的な考察が展開されたことは、啓蒙期の道徳哲学の大きな特徴である。それは『人間本性論』のヒュームに典型的にみられるように、宗教的価値・理念を少なくともいったんは括弧に入れて冷徹ともいうべき人間観察を詳細に展開し、そこから政治的統治や社会秩序を再構成しようとするラディカルな視点が含まれ、宗教的権威はもとより多くの民衆や市民にとっても、そうした考察自体がむしろ「不道徳」と映りかねない危うさをもった領域でもあった。

こうした思想史的文脈を踏まえれば、人間を何らかの意味で本性的に「世界の市民」――世界に住ま う者――として把握する人間観に.コスモポリタニズムの道徳思想の核心を認めることができる.啓蒙 期を含む初期近代のヨーロッパを特徴づける知的プロジェクトの一つが事典/辞典編纂であるとすれ ば、本書がこうした事典類における「世界市民」の定義を参照軸に議論をスタートさせるのは理にか なっている(13-15頁).ここに本書の思想史叙述の方法論的な美点を確認することもできる.本書は 「世界市民主義」については主に分析概念として提起しつつ、歴史概念としての「世界の市民」の語に 特に焦点を当てる.これにより,現代的関心からの恣意的でアナクロニスティックな切り取り――コン テクスト主義者がしばしば政治理論史に見出すもの――に陥らず、まずは同時代の言語的パラダイムに 関する内在的分析として議論を展開させていく、ここには同時に、目立たないが思想史・観念史・概念 史にかかわる問題に関する巧みな処理も認められる、というのは、ある種の極端な文脈主義(コンテク スト主義)では、発話行為者が実際に使用している語彙しか思想史研究の対象と認めないケースもあり うるが、そこには、観察者としての歴史家に帰属する分析概念を一切使用せずに対象の言説・政治言語 を分析しうるというナイーブな想定が随伴している. これに対して本書は. 分析概念と歴史概念を分節 化し、そのうえで同時代の辞書類での言い換え関係を指摘することで、実際の使用頻度の多い「世界市 民」と(一義的には分析概念として提出される)「世界市民主義」との歴史的コンテクストに内在した 連関性をしめしている.それによって,分析概念としてのコスモポリタニズムを,文脈内在的な関連語 彙――そこにはコスモポリタニズムという語も含まれる――と関連づけて分析することに成功している のである.

こうした方法論的前提の下で、当時の言説空間における「世界市民」の複数のイメージが分析的に析出される。古典的な啓蒙理解においては、18世紀は普遍主義的なコスモポリタニズムが席巻する啓蒙の世紀であり、現代に通ずる肯定的な世界市民の理念が横溢する時代であったとみなされてきた。しかし実際には、多くの場合に当時の世界市民の観念には否定的なコノテーションがつきまとい、その「根無し草」性が道徳性の退廃を導くと非難され、むしろこうした遊民的生活スタイルの無責任さを巧妙に覆い隠す言葉とみなされることさえあった(とりわけ七年戦争時の新パトリオティズムの勃興のさなかには、ディドロらフィロゾーフはこうした祖国に根差すことのない世界市民として痛烈に皮肉られた。44-45、260-261頁を参照)。より肯定的なニュアンスを有した「人類愛」についても、それが「祖国愛」と両立し相互に強化し合うような関係にあることが、しばしば世界市民的理想が道徳的に是認される重要な要件とされた(祖国に対する愛の不在を弁明するために人類への愛が言われるのだと判断されれば、それは非難の対象となりえた)。本書では、こうした否定的な刻印を帯びた類型を「消極的コスモポリタニズム」と呼び、それをキュニコス派的でシニカルな「世界市民」像として説明する。第2章で詳しく検討されるフジュレ・ド・モンブロンは、国家の軍事的な「栄光」の追求を虚しいものととらえ(89-90、92-93頁)、「祖国の観念の否定」を伴う形でのコスモポリタニズムを体現する人物としてとらえ

られる(85-87頁). 人びとから否定的に見られた世界市民像の内実を敢えて引き受けたうえで、それを 反転させ、国家や国民的共同性を批判し人類共同体への直接的な帰属を高らかに謳う立場も散見はされ たが、キュニコス派的な世界市民像を自らそのまま引き受けるような人びとがマイノリティであったこ とは否めないだろう.

本書は、これとは内容を微妙に異にするもう一つの世界市民の理想にも焦点を当てる。それはひと言でいえば、ストア派的な世界市民の考え方ということができる(13-17, 21-24頁)。たしかにストア派には、キュニコス派と同じく、社会における交わりを忌避し、情念に惑わされないアパテイアの理想を実現しようと隠遁生活を送る「賢人」のイメージがつきまとう。人間の善き生は、社会生活や人間関係の雑事に埋没している限りは果たされることはなく、むしろポリスを含む共同生活からの超越と世界市民意識によって、社会的情念に左右されない人格性が確立される。そうした状態においてこそ、人間が本来神とも共有する本性としての理性は現勢化し、理性の法としての「自然法」を共通の導きとして、実践理性にもとづく道徳的な生き方が可能となるとも考えられる。けれども、こうしたストア派のまさにストイックな理想的人間像は、あくまで事態の一面である。18世紀には、ストア哲学はむしろ人間本性の社会的・社交的性格に焦点を当てるものであり、社会からの隔絶ではなく社会のなかでのコミュニケーションを通じて作法を洗練させ、人格を陶冶していく実践的哲学だとする見方も存在した。ここで道徳規範は、神から超越的に与えられるようなものではなく、反対に言葉や財を交換する人間同士の水平的なコミュニケーションから、つまり社交生活のなかから、内在的に生成されてくるものととらえられている。

本書は、こうした社交的ストア主義とも呼ぶべき類型において核となるオイケイオーシスの概念に着目して、郷土や国家を含む種々の共同体への帰属を否定することのない、ストア派的な世界市民の観念を説明する。「ストア派が描くコスモポリスとは、個人の身近な領域から段階を追って外側に広がっていく重層的な構造を持つ秩序であった。ストア派にとっての理想的な「世界市民」とは、ディオゲネスのそれとはやや異なり、既存の政治・社会制度に完全に背を向けることを求めるものではない。むしろ、自分、ないしは自分に近しい対象に対する自然な愛情をその基盤に据えるものである。もちろん、この自然的心情がそのまま発露されている段階においては、その人間は、世界市民となり得るわけではない。肉親に対する自然的な愛情を最も距離的に遠い存在である人類一般にまで拡大するということは、究極的にはおよそ一切の他者に対して「不偏」(impartial)であることを求めるということに他ならない」(17-18頁)。オイケイオーシスの理念には、人間はまずは家族のうちに生まれ落ちつつ、次第に関心と気遣いの領域を拡張させていき、血縁的・地縁的共同体、国家共同体、最後には人類共同体へ

i 特にスコットランドのケースに焦点を当てて、啓蒙思想の社交的人間観や感情主義の側面からストア主義の影響を相対化する議論として、Berry, C. J. (2013) The Idea of Commercial Society in the Scottish Enlightenment, Edinburgh: Edinburgh University Press [クリストファー・ベリー、田中秀夫(監訳)『スコットランド啓蒙における商業社会の理念』ミネルヴァ書房、2017年]; Berry, C. J. (1997) Social Theory of the Scottish Enlightenment, Edinburgh: Edinburgh University Press [クリストファー・ベリー、坂本達哉・壽里竜訳『スコットランド啓蒙の社会理論』知泉書院、2023年]; Bee, M. and Paganelli, M. P., 'Adam Smith Anti-Stoic', History of European Ideas, 45(4) (2019), 572-84.

ii この点を特に重視したのは、「キリスト教的ストア主義」の文化をスコットランド啓蒙の中心に見出したリチャード・シャーであり、そうした陶冶の文化とキリスト教における神学的議論との連関をさらに究明したのがトマス・アナートである。Sher, Richard B., Church and University in the Scottish Enlightenment: The Moderate Literati of Edinburgh (Edinburgh University Press, 2006); Ahnert, Thomas, The Moral Culture of the Scottish Enlightenment, 1690-1805 (New Haven& London: Yale University Press, 2014).

と帰属意識を同心円的に広げていくという――個体の発達過程とも重なるような――認識が含まれている。自分自身や身近なものを大切に思う感情は、単純なエゴイズムの発露とは限らず、むしろ人類としてのアイデンティティを構築し、見知らぬ他者に共感と支援の手を差し伸べることの基盤となると理解される(21-24,28-33頁).

人類愛と祖国愛の両立可能性という問題も、本書ではこのオイケイオーシス論のコロラリーとして位 置づけられていると言えるだろう(30-31, 34-37, 40-41, 50-53, 62-65頁). マウリツィオ・ヴィローリに 代表されるように、政治思想史ではこの問題は、共和主義的パトリオティズムと19世紀的なナショナリ ズムを区別する形で論じられてきた…. ヴィローリ自身は留保を付すが、この一つの転換点はしばしば 『ポーランド統治論』のような後期ルソーの政治思想に見出される.他民族には容易には理解できない とされる精神文化や内的言語にネーションの根幹を認める、特殊主義的なナショナリズムの思想がそれ である.対して、『人間不平等起原論』の「献辞」に象徴されるルソーの共和主義的な祖国愛の精神は、 そうした固有の文化や言語に基礎を置くところの少ない「自由への愛」、つまり自由で独立した国制へ の愛を基盤とするものである(自由な政体への愛は仮借なき専制批判をともなう). これはハーバーマ スのいう立憲的愛国主義にも通じるものであり、こうした形のパトリオティズムにおいて、祖国への愛 と人類への愛とは排他的な関係にはない<sup>iv</sup>. J.C.D.クラークらによれば、このように愛国者(patriot)に して世界市民(citizen of the world)として自らを表現するような言論人は、18世紀後半の英語圏の政治 論争においても際立つ存在だった<sup>v</sup>. そして, 本書が説得的に示すところによれば, 英仏両国にまたがる 18世紀前半の思想空間において、シニカルなコスモポリタニズム評に抗して、愛国主義と十分両立する ストア派的な世界市民の理想を広げるのに最大の寄与をなしたのがフェヌロン、あるいは伝説的な英雄 として再解釈されたところのフェヌロンだったということになる(24-34頁).

問題となるのは、こうしたオイケイオーシスの考え方が、いかなる条件で、どこまで世界市民としての生き方を支えることになるのか、という点である。家族や小規模なコミュニティに端を発するさまざまな共同社会への同心円的な帰属意識の構造は、いかなる場合にもその延長線上に世界市民としてのアイデンティティを構成するものなのか。本書でも取りこぼされることなく指摘されていることだが、義務と感受性の同心円は国家共同体としての国民にまでは広がりうるとしても、それをさらに超えて人類の一般社会に対する愛着にまで到達するには大きな困難をともなうという問題は、早くから意識されていた。その焦点の一つはキケロ『義務について』における二つの矛盾するようにも思える記述をどう理解するかという点であり、熱烈な共和主義者としてのキケロ像と、ストア派的なコスモポリタニズムの体現者としてのキケロ解釈とが矛盾なく調停できるのかが問われてきた(18-19頁)。こうした人類愛と祖国愛の相克ないし緊張関係が、とりわけ世紀後半の英仏戦争にかかわる論争的文脈で最大の主題として浮上してくる点は、本章第3節「人類愛と祖国愛はつねに調和するか」(40-62頁)で詳しく扱われる。この点では、ある意味キュニコス派の捉え方のほうが、原理的な矛盾をうちにはらむことなく一貫性を備えたシンプルな世界市民像を提起しているともいえ、こうした難題は、社交性・政治的コミットメントと世界市民意識の両立を図ったストア派的なコスモポリタニズムだからこそ浮かび上がってしまうものだともいえる。

iii マウリツィオ・ヴィローリ,佐藤瑠威・佐藤真喜子訳『パトリオティズムとナショナリズム――自由を守る 祖国愛』(日本経済評論社, 2007年).

iv 立憲愛国主義についての概観として、ヤン=ヴェルナー・ミュラー、斎藤一久・田畑真一・小池洋平監訳『憲法パトリオティズム』(法政大学出版局、2017年).

v Clark, J.C.D., English Society 1688-1832: Ideology, Social Structure and Political Practice During the Ancien Regime (Cambridge: Cambridge University Press, 2nd. edition, 2000 [1985]).

この点に関しては、本書の一部で指摘されながらも全面的には追究されることのないオイケイオーシス観念の複数性を念頭に置くことで、有効なアプローチが可能となるように思われる。それは「自然的な欲求の階梯」と「義務の階梯」とを分節化したうえで両者の関係性を説明しようとする議論の系譜であり、本書では『政治試論』のラムジーを紹介するなかで言及されている。しかしながら、本書でもっぱら取り上げられるのは、自然的な共感や愛着の狭隘さが時間のなかで次第に克服されてより広範な共同性への道徳的コミットメントへと展開していくという義務論的展望である。それは長い18世紀のフランスにおいては、フェヌロンから初期モンテスキュー、さらに(シャフツベリの影響による自然的社交性論を唯物論的枠組みへと組み込もうとした)初期ディドロへと連なる系譜として確認できる(34-40頁)、同心円的な階梯構造のなかで、より上位の広範な共同体に対する義務は相対的に下位の共同体への義務に優位し、それは人類共同体と国民共同体の関係においても妥当するという議論がそれである。著者はラムジーもここに含めながら、フェヌロン、モンテスキュー、ディドロらが強調点を異にしつつも共有したコスモポリタン思想の道徳的基盤を、「個人がその特殊な欲求を家族や親族、地域、国家とより一般的な単位の利益のために克服し、最終的には人類全体をあまねく包摂する普遍社会の紐帯を尊重し、その全体の利益を追求すべきであるという規範」だったとまとめる(40頁)で

とはいえ、ラムジーのオイケイオーシス論のニュアンスは微妙に異なるように思われる、そこでは、 身近で特殊な共同体の利益に対してより広範で普遍的な共同体の利益を上位に置く「義務の階梯」を共 有しつつ,自然的な愛着や感受性の階梯については,こうした順序に必ずしも従うものではない点がむ しろ強調される. 個人や人類が進歩するにつれて. 義務の階梯と同じようにより上位の普遍的なものへ の愛が特殊なものへの愛を凌駕し、後者が前者へと包含されていくのだろうか<sup>\*\*\*</sup>. ラムジーはフェヌロ ンの多大な影響下で思想を育みながらも,「自然的な欲求の階梯」はそう容易には反転しないと留保を つけてもいるように読める. より広範で一般的な社会よりも自分自身や身近な人に愛着と関心をもち, そうした人びとの特殊な利益に気を配る人間の性向はまったく自然なものであり、そうした優先順位は 「義務の階梯」とは逆順の関係にある.同心円構造のなかで,対象の円が広がるほど愛着や関心は自ず と希薄化していくのが通常なのである、初期モンテスキューの義務論では、さらにこうした愛着の同心 円構造はいずれ義務論的な同心円へと昇華されていくとみなされ、こうした変容が人類の道徳的進歩の なかで実現されていく展望を明確に描いたのが、本章第3節の最後で論じられているチュルゴや、彼を 批判的に継承したコンドルセであろう(53-62頁). 社会制度だけでなく、個々の人間主体の道徳性が歴 史のなかで改善されていくという完成可能性の思想は、19世紀においてもJ.S.ミルの功利主義思想など に部分的に受け継がれていくようにみえる、とはいえ、ミルの思想的基盤を提供したとも目されるス コットランド啓蒙におけるストア主義受容に典型的に表れているように,「自然的な欲求の階梯」に関 しては、中心に近い同心円により強い関心をもつという人間本性を必ずしも克服の対象ではないと考え るオイケイオーシス論も初期近代には認められる.こうした議論と.フェヌロンや初期モンテスキュー の系譜との質的違いには、よりきめ細かな注意が向けられるべきではないか.

評者の暫定的な見解では、プーフェンドルフ(ここでは『自然法と万民法』以上に『人間と市民の義

vi こうしたオイケイオーシスにもとづく規範倫理的順序はとうぜん法的水準にも反映され、フェヌロンにおいては国法に対する万民法の優位という主張に帰結する。「都市の治政(police)は国家全体の根本的必要に譲るべきである。都市は国家の成員にすぎないのであるから。同様に、地域(provinces)の法はこの諸国民の法と同盟の安全が問われる場合は、無効になるべきである」(本書134頁に引用)。

vii ツヴェタン・トドロフは「啓蒙の精神」の極限をそのような人間主義に認める. ツヴェタン・トドロフ, 内藤雅文訳『未完の菜園――フランスにおける人間主義の思想』(法政大学出版局, 2011年), トドロフ, 石川光一訳『啓蒙の精神――明日への遺産』(法政大学出版局, 2008年).

務』)やグロティウスによって近代的に再解釈されたオイケイオーシスを中心とするストア的議論が、 英国では特に講座制によっていっそうの発展をとげたスコットランドの大学において,狭義の倫理学と 法学が統合された道徳哲学の枠組みのなかで継承されていくという思想史的系譜を確認できる.そこで は、二つの微妙に異なるオイケイオーシスの理解が存在している。たとえばスコットランド啓蒙の父と されるハチソンは、習俗の洗練と自然な道徳性の開花を通じて、一般的な共同体の利益に対する半ば直 接的な同一化(普遍的仁愛)を可能にしてくれる道徳感覚が発揮された状態を道徳的な理想とみなし た、利他主義の道徳哲学者とも解釈されてきた。これは人間の道徳的改良――人格の涵養・陶冶――を 重視するミル的な功利主義へと繋がっていく側面がある.けれども,ハチソンはプーフェンドルフを基 礎とする大陸自然法学を継受したその道徳哲学の講義において、じつは愛着の親近性の順序――人間は 身近な存在に対してより多くの感じやすさを備えているとする見方――にもとづく議論を展開してもい る. 家族への愛着を排したプラトン的な理想国家論を批判し、人類全体の幸福の増進を主たる動機とし て行為する人間像をある種の英雄主義的な倫理ととらえる。それを非現実的とまではしないが、通常の 市民(庶民)道徳としては,より上位の共同体の利益を阻害しないかぎりで,より身近な人びとの利益 に奉仕する生き方をハチソンは推奨する.けっきょくそうした形での道徳実践が、社会全体の幸福や厚 生を高める結果ともなるからである.ここには、社会全般の幸福や豊かさは個々人の幸福から構成され るという, 平等主義的功利主義の前提が確認できる. もちろん実際には, 「自然的な欲求の階梯」だけ では公共の利益を損ねてまで特殊な利益が追い求められ、「義務の階梯」に違反するということがしば しば生じうる。そうした事態を防ぐためにこそ、実定法を含む法的規制が必要とされる。人間本性論と しての倫理学は、こうした形で法学を要請するというのがハチソンの見解であり、この関係性は道徳哲 学の部門構成に反映される.親近性の順序を――少なくとも万人にとっての――道徳的な克服の対象と はみなさず,それが義務の階梯(道徳的是認の順序)に反する行為を導いてしまう場合に限って法的統 制による是正がなされるという議論の構造は、アダム・スミスの『道徳感情論』や『法学講義』へとも 確実に受け継がれていくこととなる.

ここにいたって、ストア派的な観念であるオイケイオーシスがおそらくは近代的な再解釈を被った結果として、少なくとも従来のコスモポリタンの道徳的理想と容易には結びつかない局面が出現してきているようにも思われる。それは極端なケースでは、(正義のルールを遵守することが前提ではあるが)個々の主体がもっぱら個別利益を追求するなかで意図しない帰結として公共社会の一般的利益が実現されるという、いわゆる「見えざる手」の論理へと向かうことになるだろう。スミスの議論に部分的にはらまれるこうした側面を鑑みるとき、市民道徳とコスモポリタニズムの関係はストア主義の想定には収まりきらない展開をみせることになったのだと考えるべきかもしれない。

#### 七年戦争前後の英仏間の国境を跨いだ知的交流――アイデンティティの重層的な形成過程

第2章「世界市民の肖像――ル・ブランとフジュレ・ド・モンブロン」では、七年戦争(1756年~63年)前夜のフランス知識人の英国像を一つの焦点としながら、18世紀英仏の国際交流の思想史的展開が描かれる。ここでは特に、この主題をめぐる英語圏での研究史の状況を念頭に置きながら、本書の議論の意義と貢献について探ってみたい。

本章は「18世紀前半のフランスにおける大ブリテンに対する積極的関心の高まり」(89頁)を象徴する人物として、『フランス人の手紙』の著者ジャン=ベルナール・ル・ブランを取り上げるところから始まる。当初『イギリス書簡』とも題された『哲学書簡』によって文筆家として名を馳せたヴォルテールやモンテスキューに代表される「英国通」の知的傾向が、フランス啓蒙運動の中核に存在したことは多言を要しない。『百科全書』もやはり、前世紀の英国で急速に発展した近代的学問をニュートン、ベーコン、ロックらの名で代表させつつ、これを18世紀において批判的に継承・発展させるという使命

によってフランスのフィロゾーフ(やアカデミシャン)の活動を定義づける。ル・ブランはとりわけヒューム『政治論集』(1751-52年)の仏訳者として知られる(1754年)、フランス知識人に対するヒューム『政治論集』のインパクトは当時きわめて大きなものがあった $^{\text{viii}}$ . のちにパリのサロンで好評を博するアダム・スミス『道徳感情論』と並んで、ル・ブランの手により翻訳された『政治論集』は、英国への参照が前世紀の遺産に限定されるべきものではなく、同時代にも学ぶに値する成果が対岸の島国で生まれ続けているという認識をパリの文人たちのあいだに広めるのに寄与したと言えるだろう。ただし、付け加えるならば、彼らがスコットランド出身者であったことには留意すべきである。18世紀イングランドにはそれに並ぶものがなかったのではないかという疑念は、故J.G.A.ポーコックにギボン研究『野蛮と宗教』の壮大な構想を抱かせるに至った当のものである $^{\text{ix}}$ .

ル・ブランのテクストに対する本書の詳細な分析から評者が特に学んだのは、親英派とひとくちに言っても、そこには認識すべき微妙なニュアンスの違いが存在しているという点である。たとえば松本礼二『トクヴィル研究』が示唆するように、19世紀人トクヴィルの比較社会学的な議論は、ヴォルテールやド・ロルムらに代表されるやや素朴にも見える英国国制・文化の礼賛を必ずしも共有するものではない\*. しかし、そうした多分に留保を含んだ是々非々の英国論は、18世紀のル・ブランにおいてすでに本格的に展開されていたということが、本章のテクストとコンテクストの双方に絶妙に目配りした分析を通じて明らかとなる(71-85頁)。

とりわけ重要だと思われるのは、スペイン継承戦争以来の英仏協調の最終的な瓦解を告げる世紀半ば の英仏戦争の原因についてのル・ブランの認識である. ヴォルテールのような先行する親英派の議論で は、自国の既存の体制に対する批判や国内改革の一つの参照モデルとして英国の自由な国制や習俗が持 ち出されることが多かったようにみえるが、世紀前半のそうした参照のされ方には両国間の緊張関係の 高まりが国際紛争として現実化するなかで一定の制約が生じ,親英派はヨーロッパ国際関係における両 国の政治・外交関係を主題化するという困難な課題を避けて通れなくなった。そこでのル・ブランの議 論は、戦争を招いた両国の外交政策の非をそれぞれに指摘しながらも、「商業の嫉妬/警戒心」に駆ら れた英国の重商主義的な野心にその最大の原因を認めるものである。著者は、これが完全に中立的なコ スモポリタンとしての視座からの観察とは言いがたい点に注意深く留保をつけながらも、ル・ブランが 同時に、この時代の英国の「自由」をめぐるアポリアを鋭く捉えているという事実をあきらかにする. 大英帝国が覇権を確立した19世紀以降からの回顧的な理解では、イギリスは自由貿易を国是とする経済 的自由主義の国であり、それに絶対主義国家フランスが重商主義的利害にもとづく戦争を仕掛けたと いった多分に誤った構図にもとづいてこの時期の英仏関係が整理されてしまう.実際には,日本の経 済・社会思想史研究が詳細に跡づけてきたように、これは議会制の自由な国家と専制主義国家との対立 ではなく、小林昇が「固有の重商主義」(議会的重商主義)と呼んだものと王室的重商主義との対立と とらえるべきものであろうヹ. そしてある面では、18世紀後半の戦争と革命の根底にあるのは、(フラン

viii この点の指摘については、たとえば以下を参照.森村敏己『名誉と快楽——エルヴェシウスの功利主義』(法政大学出版局、1993年).

ix 同書については、現在のところ第1巻と第2巻の邦訳が田中秀夫単独訳によって出版されている。『日本18世紀学会年報』第37号(2022年)・38号(2023年)に掲載の拙書評を参照. J.G.A. ポーコック、田中秀夫訳『野蛮と宗教 I ――エドワード・ギボンの啓蒙』(名古屋大学出版会、2021年)、J.G.A. ポーコック、田中秀夫訳『野蛮と宗教 II ――市民的統治の物語』(名古屋大学出版会、2022年).

x 松本礼二『トクヴィル研究――家族・宗教・国家とデモクラシー』(東京大学出版会, 1991年).

xi こうした区別に対する近年の批判とそれへの反批判に関するコメントとして、深貝保則「「固有の重商主義」 論の乗り越えとはどういうことなのか」『経済学史学会年報』43号(2003年), 128-131頁.

スではなく)英国による自由な通商圏としてのヨーロッパ・大西洋世界というヴィジョンに対する重商主義的な挑戦だとさえ言いうる。こうした歴史的認識にある程度まで対応する言説を、当世を代表する親英派のル・ブランに確認できることは、とりわけ注目に値する。「ル・ブランが強く批判するのは大ブリテンが海洋帝国(Empire des Mers)として、商業を独占しようという野心をもつに至った点にある。フランスがイングランドに学びつつ、近年飛躍的に商業を拡大させてきたのに対し、イングランド側が強い嫉妬を感じ、無益にヨーロッパにおける商業の独占を図ってきた。「ただ一人豊かになりたい、また自分たちだけが理性的であると考える国民の嫉妬を最もかき立てるのは、以下のもの以外にない。すなわち、我々フランス人が最後の講和以降、我々に与えられた幸福な風土の自然的有利さを認識し、それを活用することに熱心に取り組んできたことである」。イングランドが身勝手に考えるヨーロッパ諸国の均衡とは、「諸国家のあいだに正しい均衡を維持することよりも、排他的商業によってすべての国をイングランドの完全な従属化に置くこと」である(LF (58)、1: x-xii)」(101-102頁)xii.

ル・ブランに代表されるこうした複合的で繊細な英国観は、七年戦争以降に明確となるフランス世論と学術界双方におけるナショナリズムの台頭以降、英国賛美とは正反対の全面的な反英感情によってしばらくのあいだ姿を消す。本章は『コスモポリット――世界の市民』(1750年)の著者フジュレが七年戦争の影の下で執筆した『英国かぶれへの予防薬』(1757年、第二版以降は『反英派』と改題)にも目を向け、そこでのフジュレのル・ブランに対する論難が、多分にル・ブランのテクストに対する誤読や曲解にもとづくものであることを逐一明らかにしている (96-101頁).

こうした着実な検討から性急に一般論を引き出すべきではないが、七年戦争後のフランスは(イングランドと同じく)ル・ブランのような論調が慎重に議論される落ち着いた言論の足場を失い、英国礼賛か英国批判かという二者択一の選択肢のなかで後者へ振れていくという事態を、フジュレのセンセーショナルな議論は体現していると読むこともできるかもしれない。というのも、本書によれば、表面的には完全な転向とも受け取れるフジュレの「外国かぶれ」から排外主義的な「反英派」へのシフトは、実際には両者が表裏一体であることを示している(98-99頁)、親英派か反英派かという外見的な対立項の背後に見るべきなのは、ル・ブラン的な複合的な英国論が、「第二次英仏百年戦争」の最終局面においてナショナリズムが出現してくるなかで、政治化する言説空間のうちに占めるべき位置を失っていくという歴史的過程だともいえるだろう。とはいえ、ニュアンスに富んだ英国論は、大英帝国の覇権が明確となる19世紀になると、ギゾーやトクヴィルらを通じて再び表舞台に登場する。本章の検討から示唆されるのは、それは一面では七年戦争前夜のフランスの知的文化の持続的な遺産でもあったということであり、さらにいえば、スコットランド人ヒューム自身が抜きがたく備えたイングランドに対する懐疑的な態度と感情が、七年戦争以前の英国かぶれのフランス知識人たちに、より複層的な英国観を涵養していたのかもしれないという可能性である。

本書の議論のこうした射程は、近年の英語圏における思想史・文化史の動向とも深く連動するように思われる。それは、七年戦争前後の英仏関係におけるパトリオティズム、ナショナリズム、ナショナルキャラクター(国民表象)といった問題系であり、そうした動向を代表する研究としてまず挙げるべきは、リンダ・コリー『イギリス国民の誕生』である\*\*iii. 述べたように、「英国」と一言で言っても、実際にはそれは18世紀に入って成立したイングランドとスコットランドの連合王国であった点を逸することはできない。つまり英仏関係とは、フランス・イングランド・スコットランド三者の複合的な関係なの

xii 本稿では詳しく検討できないが、ここでの議論は第4章「商業平和論の展開」との関係でさらに論じられるべきであろう。

xiii リンダ・コリー,川北稔監訳『イギリス国民の誕生』(名古屋大学出版会,2000年).

である\*\*\*. そこでは、フランス・イングランド関係の変化がスコットランドの対英感情、対仏感情に影響し、逆にイングランドの対スコットランド感情や政策にも反響をおよぼす。さらに、ヒュームやスミスに代表されるスコットランド人のイングランドに対する両義的な態度は、上述のように彼らが実際にフランスを訪れサロンなどの滞在先で会話と議論を交わすなかで、フランスにおけるイングランドと大ブリテンに対する見方にも少なくない影響をもたらしたと言えるだろう。こうして本書第1章で扱われた道徳的コスモポリタニズムは、オイケイオーシス概念に代表される人間本性理論の問題であるとともに(第1章第1節)、その具体的・歴史的なあり方としては、アイデンティティの問題としても展開しうるように思われる。すなわち、共和主義的な「自由な国制」観と深く結びついた近世パトリオティズムから七年戦争期のナショナリズムへといたる、政治史的・文化史的な胎動のなかで浮き彫りとなってくる「国民」、そして、その上位と下位双方の共同体への帰属意識の問題である。本書では、「祖国の概念の復興」(41-45頁)が主題化される第1章3節から第2章にかけての行論のなかで扱われているこうした問題群は、スコットランドからフランスへと向けられた眼差しのベクトルとの交差点において、さらに探究すべき領域へと切り拓かれる可能性を秘めているとも言えるかもしれない\*\*\*.

本書の英語圏思想史の研究状況に対する潜在的寄与としては、前述した方法論上の諸問題に対するそれも考えることができる。政治理論では研究者が分析的に概念を設定し外在的に適用する傾向が依然として根強く、その延長で思想史上の解釈を行なってしまわないよう、一定の方法論的な慎重さが求められる。ところが、やや奇妙なことに、スコットランド啓蒙を中心とした英語圏での初期近代思想史研究では、文脈主義の角度からはやや不用意とも思えるような仕方で、コスモポリタニズムを分析概念として広範に適用する傾向が見受けられる。文脈主義としてのケンブリッジ・メソッドを代表する思想史家とも目されるダンカン・フォーブズは、懐疑的ウィッグ主義と通俗的ウィッグ主義の対抗的概念を提起するなかで、前者の傾向をヒュームに体現されるスコットランド啓蒙のコスモポリタン的精神と結びつけて定義する。そしてこれと対比的に描かれるのが、イングランドの通俗的ウィッグを特徴づける島国性やイングリッシュネス、また中立的な歴史叙述の貧困を帰結する根深い古来の国制神話といった諸要素である\*\*。コスモポリタニズムが啓蒙の核心だとすれば、この島国において啓蒙は大陸との知的交流にはるかに積極的であったスコットランドにもっぱら見出されるべきものであり、18世紀イングランドにその等価物を発見することは困難だというヴェントゥーリの見解——これに異議を唱えたポーコック

xiv こうした三者の複合的な関係として眺めるとき、スコットランドから見た対イングランド関係と対フランス 関係は、18世紀においてもいくつかの時期に区分して概観できるだろう。①1701年~1707年:イングランド との同君連合は維持しつつも、フランスとの同盟関係強化が政治的に模索され、両大国とのバランスの取れた外交関係が探求された時期、②1707年~18世紀半ば:イングランドとの議会合同(合邦)以降、スペイン 継承戦争の終結(1713年にユトレヒト条約締結)、第一次ジャコバイト蜂起の挫折(1715年)、ルイ14世の死去(1715年)といった趨勢のなかでフランスとの同盟関係によりイングランドを牽制するような政治的選択肢は後退、英トーリ政権と摂政政府下での英仏協調のなかで大ブリテン(英蘇)の政治的・文化的統合が進行する時期、③18世紀後半:合邦後の経済統合によりスコットランド経済が急速な発展を遂げ、さらに英仏対立が再燃してイングランドからの政治的独立の選択肢は非現実的となる一方、スコットランドのブリティッシュネスやヨーロッパ世界への独自の知的貢献を強調する文化的ナショナリズムの傾向も認められる時期.

この問題領域に対する評者自身の取り組みとしては以下を参照. Ueno, Hiroki, 'The French and English models of sociability in the Scottish Enlightenment: The politics of "refined" culture in David Hume', in Annick Cossic-Péricarpin and Emrys Jones (eds), La Représentation et la réinvention des espaces de sociabilité au cours du long XVIIIe siècle (Paris: Éditions Le Manuscrit, 2021), pp. 365-94; Ueno, Hiroki, 'Adam Smith between the Scottish and French Enlightenments', Dialogue and Universalism, 32:1 (2022), 127-46.

xvi ダンカン・フォーブズ, 田中秀夫監訳『ヒュームの哲学的政治学』(昭和堂, 2011年).

に『野蛮と宗教』を書かせしめたもの――も、この系論に位置づけられるだろう。島国的なイングリッシュネスに対するスコットランドからの文化的批判が、ブリティッシュネスの創造に寄与したというコリン・キッドやコリー、さらにはデイヴィッド・アーミテージらの議論も含めて、ある意味ではフォーブズが敷いた議論の構図を継承するものだと見ることもできる。これらの議論の多くが、思想に対する歴史家的なアプローチにもとづく堅固なものであることは認めたうえで、文脈的な裏づけを欠いたコスモポリタニズム概念の極端な拡大適用のリスクを免れていない点も、やはり指摘しておくべきだろう xxii. こうした研究状況を鑑みるとき、本書のアプローチはバランスの取れたものである。上述のように、英語圏での初期近代思想史研究においてコスモポリタニズムが分析概念として長らく使用されてきたという研究史上の蓄積があり、それ自体が二次的な歴史を構成しているともいえる。だとすれば、こうした使用を一挙に拒絶することは非現実的でもあり、むしろ本書のような仕方で、語釈や定義を含む同時代の言説に登場する関連語彙と分析概念としてのコスモポリタニズムとに一定の折り合いをつけていく作業が、必要となってくるのではないだろうか。

#### 国際秩序構想におけるコスモポリタニズム

最後に、本書第3章「平和のための制度」について見ていこう。ここで主題的に論じられている国際秩序・世界秩序の構想こそが、啓蒙なるものをコスモポリタニズムの理念と結びつけて把握してきた後代の解釈のなかでも、最大の誤解を招いてきた領域であるように思われる。というのは、近代の主権国家・国民国家体制を超克するヴィジョンを啓蒙のコスモポリタニズムに探し求めようとする傾向が根強く存在し続けたからである。

こうした国家批判の思潮が、前述のキュニコス派的な人間観と社会思想に存在したのは確かである.だがそれには批判者たちによるラベリングとしての側面も強く、いかなる社会的紐帯にもコミットメントを示さず道徳的基礎を喪失した根無し草(rootless)的なエゴイズムの表現としてもっぱら否定的に解釈されていたとみるべきだろう\*\*\*\*。19世紀における国民国家体制の確立と表裏一体の現象として、一部の社会主義者や自由主義者のあいだに、国民的単位を迂回した第四階級(労働者)の国境を超えた連帯や、国家の揚棄を政治的目標に掲げる動向が顕在化し、とりわけ共産主義インターナショナルは、主権国家より構成される国際秩序とは異なるヴィジョンにもとづいて、理念上(国家とは無関係に)個人から構成される各国共産党の直接的な連帯を通じた世界革命を志向した。国家よりなる国際社会ではなく、個人を単位とする「人類の一般社会」の理想の淵源を啓蒙期の自然法思想・人権思想に求めようとする解釈は、19世紀以降のこうした思潮の展開に大きく規定されている。超国家的な世界秩序のヴィジョンを18世紀以前に遡って確認しようとするこうした傾向において、その一つの到達点としてしばしば位置づけられるのが『永遠平和のために』や『世界市民的見地から見た普遍史の理念』を執筆したカントであり、そこに見出されることになるのは、国境に囚われない「世界共和国」の理想である。

近年のカント政治哲学に関する研究の急速な発展は、しかし、こうした理解に重大な留保を付すにい

xvii 研究状況と基本文献については以下の拙稿を参照. Iain McDaniel and Hiroki Ueno, "Scottish Enlightenment", *The Digital Encyclopedia of British Sociability in the Long Eighteenth Century* [online], (2022), ISSN 2803-2845, URL: https://www.digitens.org/en/notices/scottish-enlightenment.html

xviii ただし、晩期フーコーのコレージュ・ド・フランス講義におけるキュニコス派への着目は思想史的にも注目に値する。ミシェル・フーコー、慎改康之訳『真理の勇気――コレージュ・ド・フランス講義1983-1984年度』 (筑摩書房、2012年)。また、ストア派との関係をめぐっては、ミシェル・フーコー、廣瀬浩司・原和之訳『主体の解釈学――コレージュ・ド・フランス講義1981-1982年度』 (筑摩書房、2004年).

たっている\*\*\*. ここで特に強調すべきは、カントはたしかに世界市民法の構想を提示したが、その役割は意図的に限定的なものであって、植民地主義を伴うヨーロッパ世界の拡大による「国際公法」の世界標準化を補完するという、移行的な機能を本質としたという点である\*\*\*. だとすれば、カントの国際政治思想の知的源泉として注目されるサン=ピエールらの国際秩序構想についても、こうした解釈のフレームワークからいったん自由になって、より当時の文脈に内在する形で解釈される必要があるだろう. 本書第3章で展開される詳細なテクスト解釈は、上に評者が述べたような研究史的文脈を前提としたものではないが、まさに同時代的なコンテクストに関連づけて内在的にテクストを読むという姿勢(142-143頁)において出色の研究成果であることは間違いない、いずれにせよ、主権国家よりなる国際法(万民法)秩序を――主権を移譲された連邦の形成を媒介として――世界市民的な統一性へといずれ解消されていく過渡的な形態としてアプリオリに位置づけるのではなく、国家間関係の法的統制(国際的な法の支配)と人類社会の基本単位を国民ではなく個人に求めるコスモポリタン思想のそれぞれの相対的な自律性を想定するところから出発することが、18世紀のコスモポリタニズムを含む広義の国際思想を歴史的に読み解くためには欠かせないように思われる。

第3章の議論は、七年戦争に直面したル・ブランら親英派のヨーロッパ国際関係史をめぐる議論――と関連づけてみると、その核心がより立体的に浮かび上がってくるように思われる。18世紀初めまでは、ブルボン王朝こそがヨーロッパ圏での世界帝国樹立を目論む最大の脅威であったという事情が、英仏協調による外交的・商業的平和を追求してきた従来の親英派の前提に存在しており、ところが世紀後半においてはフランス内部の体制批判派がこうした構図に依拠することが困難となり、ヨーロッパの自由な通商を妨げる存在として、むしろ商業帝国建設を追求する英国が浮上してくる――。こうした歴史的な展開のなかで、第3章の議論を再定位することも可能だろう。

本章は「世界君主政とその批判者」と題された節から始まる。このことが示唆するのは、必ずしもヨーロッパ世界の統合と「啓蒙のヨーロッパ」の理念とを同一視はできないということだ。啓蒙思想家たちがコスモポリタンとしての理想を有していたにしても、彼らが現状を主権国家の分立状況ととらえて、これを克服することに未来への課題を見ていたとすることはできない。むしろ反対に、諸国家・諸国民へと分断したヨーロッパ世界の再統一を掲げたのは、啓蒙思想家たちの多くが最大の標的に据えていたルイ14世の統治であった。古代ローマ帝国による地中海世界とヨーロッパ世界の統一を歴史的モデルに据えて、絶対主義的統治と戦争政策により「世界征服」を目指したのがルイ王朝だったとすれば、その野心に対抗して国際秩序のオルタナティブを構想した啓蒙思想家たちは、まずは国家の主権と独立を擁護しようとする陣営に属したというのが、実相に近い。当時の文脈に照らしてみれば、「世界国家」建設のプロジェクトとは何よりまず、ルイ大王による「世界王国」(世界君主政)の野望を想起させるものであり、それに抗する人々は、むしろ主権国家分立体制とそれらを緩やかに結び合わせる国際商業より構成される「啓蒙のヨーロッパ」(ポーコック『野蛮と宗教』第2巻)に棹差して、安定した国家間秩序――超国家的秩序ではなく――の可能性を探究したのだと、さしあたりは位置づけるべきなのである\*\*\*\*.

xix 近年の日本での代表的な研究成果として、金慧『カントの政治哲学――自律・言論・移行』(勁草書房、2017年). 網谷壮介『共和政の理念――イマヌエル・カントと18世紀末プロイセンの「理論と実践」論争』(法政大学出版局、2018年). 斎藤拓也『カントにおける倫理と政治―思考様式・市民社会・共和制』(晃洋書房、2019年).

xx 詳しくは以下の拙稿を参照. Ueno, Hiroki, "Introduction: The Law of Nations and the Intellectual History of Empires", *Revue d études benthamiennes* [Online], 24 (2023), Online since 30 August 2023. URL: http://journals.openedition.org/etudes-benthamiennes/10990.

xxi 本書では、ヨーロッパの均衡という概念が明示的に登場する1710年の覚書「スペイン王位退位の根拠」におけるフェヌロンの言が紹介されている。「われわれが唯一望むものは、ヨーロッパの諸勢力の均衡にともなうわ

こうした意味で、本章が続けて「勢力均衡」論の歴史の検討へと進んでいく点も示唆的である、黎明 期にある主権国家体制の確立を理論的に後押ししつつ、その独立性ゆえに相互関係の整序に難点を抱え る主権国家のあいだの平和と安定を実現していく政治的な装置として構想されたのが、勢力均衡論だっ たとも言えるからである。勢力均衡は、マキァヴェッリの教えとされた国家理性論の重要な構成要素で ありつつ、決して反啓蒙的で絶対主義的な議論であると単純化することはできない、むしろ、勢力均衡 を基底に構成された主権国家体制が、多国間条約にもとづく(現代で言う)集団的安全保障体制や国家 間の連合の形成、司法的仲裁機関のような国際機構の設置といった様々なかたちで補強されていくとい う流れに、啓蒙のメインストリームを認めることさえ不可能ではない、このことを集約的に表現するの は、ライアン・パトリック・ハンリーがあきらかにしたように、啓蒙思想家たちの英雄として半ば神話 化されたフェヌロンは、ヨーロッパ国際政治の現状と将来像を、国益を追求する諸国家間の勢力均衡に もとづいて冷静に分析する政治的リアリストでもあったという事実である<sup>xxii</sup>. ただし, 本書の洞察が際 立っているのは、通俗的な意味でのリアリズムの思想家としてフェヌロンを位置づけその伝説を解体す ることで満足はしない点である.フェヌロンは、人類社会が歴史のなかで次第に実定的・実体的な基礎 を持つにいたり、万民法が主権国家の判断をも決定的に枠づけるような法的拘束力を有するようになっ ていく可能性を遠望している。本書によるフェヌロン解釈の豊饒化は、続くサン=ピエール解釈におい ても重要な伏線を形成しているようにみえる.

ちなみに、啓蒙期におけるフェヌロン神話の受容史において最重要の人物として、ヒュームらスコッ トランド啓蒙にも影響をあたえたジャコバイトのマイケル・ラムジー(ラムゼー)がいるが、英国にお けるフェヌロン言説の利用の歴史それ自体が英仏間の国際関係を色濃く反映したものである点は、ア ン・ドゥーファンらの研究以降、よく認識されているところであるxxiii. 本書ではラムジーのテクストに も周到な分析が加えられており(31-34頁),こうした英仏関係の政治思想史を踏まえた研究動向との接 続も図られている点が秀逸である. なかでも焦点が当てられるのが、『ヨーロッパの均衡二論』として 英訳された「補遺」に訳者のスコットランド人弁護士ウィリアム・グラントによって実質的に加筆され た部分であり、それを読む読者はフランス人フェヌロン自身が、征服戦争を企む専制国家フランスに対 して「ヨーロッパの自由」を護持すべく英国主導の対仏大同盟を結成する試みを擁護していると受け取 るだろう(139-141頁). 英国を中心とした対仏大同盟の結成は、フランス内部の抑圧された「良心」か ら見ても正当だとされる決定的な証拠として、フェヌロンのテクストはイデオロギー的に利用されたわ けであるが、世界市民フェヌロンのパトリオティズム(愛国主義)の強さを考えるとき、それは完全な 誤読とは言えないにせよ、多分に曲解というべき側面を含んでいる、しかしながら、フェヌロンを明に 暗に参照する「啓蒙の世紀」前半の親英派的な言説は、まさにこうした点で人類愛と祖国愛の緊張関 係、つまり英国の自由な体制を範とするコスモポリタンな視点が祖国の国益を追求する視点と相反しか ねないという問題を、そのうちにはらんでいたようにも思われるのである.

本章で最大の紙幅を割いて論じられているサン=ピエールの国家連合構想も、こうした歴史的な文脈のなかで丁寧に分析されることで、その生き生きとした姿と潜在的な射程が蘇ってくる。サン=ピエールの国際平和構想は、ときに国益を追求する国家理性の集合体に過ぎないウェストファリア体制の現実を踏まえないユートピア主義と批判され、またときには、世界大戦をけっきょくのところ抑止しえな

れわれの商業の安全であり、それはスペインとフランスを永遠に分かつことでしか得られない」(OF, 2: 1050).

xxii Ryan Patrick Hanley, The Political Philosophy of Fénelon (Oxford: Oxford University Press, 2020).

xxiii Ahn Doohwan, "From Idomeneus to Protesilaus: Fénelon in Early Hanoverian Britain", in Doohwan Ahn, Christoph Schmitt-Maass and Stefanie Stockhorst eds., Fénelon in the Enlightenment: Traditions, Adaptations and Variations (Amsterdam: Rodopi, 2014), pp. 98-128.

かった、脆弱で実体性に乏しい国際連盟の先駆として批判されもする。本書でもあきらかにされているように、サン=ピエールの構想が各国の主権を抑制しその一部の譲渡を求めるような連邦(federation)というよりも、単なる国家の連合体(confederation)に近いものであったことは確かである(147頁)。けれども、それは同時代的文脈においては、世界国家構想に対立する均衡的主権国家体制を基礎としつつも、グロティウスやフェヌロンらによる万民法秩序としての自然法の実定化とならんで、国際関係の法化を推進するための種々の具体的構想を付け加える試みとして把握される。

ヨーロッパ国際関係において諸権力間の均衡を実現するには、それを多少とも意図的に追求するバラ ンサーや「仲裁者」が必要であり、サン=ピエールや先行する論者たちは、神聖ローマ皇帝位とスペイ ン王位を同時に手中に収めたハプスブルク家に対する対抗勢力の形成の試みをヨーロッパ政治史の重要 な契機と認める.そうした外交・同盟政策の歴史において一つの支柱を構成したのは,一つには名誉革 命以降「バランスの維持者」として台頭した新興国家イングランドである.オランダ総督を兼ねたウィ リアム3世による反仏大同盟(アウグスブルク同盟)はその一つの到達点であるが、トーリを中心に展 開されたその後の対仏融和策・反オランダ政策や、「対等な権力均衡――これが相互の友好とすべての 陣営で永続する融和にとっての最善かつ最も確実な基礎である――により、キリスト教圏の平和と静穏 を確立する」という文言を含むユトレヒト条約においても、こうした均衡の維持者としての重要性は維 持された(123-126頁). しかし、サン=ピエールがそれ以上に重視する「ヨーロッパの仲裁者」の最大 のモデルはアンリ4世時代のフランスであり、あるいはシュリ公の手になる『アンリ大王の賢明で王家 にふさわしい統治の回顧録』に示された、国家連合の「大計画」だった。シュリ公によれば、この「い とも敬虔なキリスト教世界共同体」は、「まずはアンリ4世が英国のエリザベス女王に呼びかけたもの で、政治的にはハプスブルク家の勢力の拡大に抵抗するという動機」にもとづくものであった(155頁). サン=ピエールはこれに独自の解釈を施しつつ、単なる勢力均衡維持のための合従連衡をもっぱらとし た流動的な同盟政策とは異なる、「ヨーロッパ連合」の基盤を認める。アンリ4世は、諸国から期待さ れた仲裁者としての自らの役割を非属人化し, 加盟各国の代表よりなる国際仲裁機関として制度化して, これを常設の恒久的な機構へと昇華させる道筋をつけたと解釈されるのである(156-157頁).

サン=ピエールは、勢力均衡だけでは国際通商を安定的に発展させる国際的な法の支配は困難と考え、諸国間の紛争を――戦争ではなく――恒久的な仲裁機関を通じて処理・解決する仕組みを構築することで、国際社会における永久平和が実現されると考えた(144-145頁). こうした常設の司法機関――それは同時に各国一名の代議員を送って構成される「元老院」と名づけられる議会・合議体でもある(146-147頁)――の確立こそが、主権国家分立体制を部分的に克服する「国家連合」樹立の中心的なプロセスとなる。こうした常設の国際的司法組織を保持するということは、合従連衡ではない恒常的で多国間主義的な条約にもとづく同盟関係を要請するからである。先行するフェヌロンらと同じく世界君主政のヴィジョンを鋭く批判したサン=ピエールは、主権を移譲・統合するタイプの世界国家の樹立を忌避しつつ、勢力均衡を超えたヨーロッパの法の支配と自由を追求して、「平和のために主権国家同士が条約によって政府を形成し、諸問題を解決するという構想」(142頁)にたどり着いたのであり、その中核にあったのは、「戦争なしに将来の紛争を終結させ、すべての諸国民の間に恒久的な商業を維持するために設けられる主権者間の常設の仲裁機関(arbitrage permanent)の設立」(143-144頁)というアイデアだった。

以上のような本書のサン=ピエール政治思想の解釈は、その内在的な説得性にくわえて、コンテクチュアルな読解がときに対象の埋もれていた歴史的射程を回復させてくれるという効能をも実感させてくれるものである。全会一致を基本とし、主権国家に対する上位規範としてはなかなか機能しえない「国家連合」的性格を備えた国際連盟の制度的不備は、第二次世界大戦後の国際連合によって克服されたと言えるのか。主権国家を超克する超国家的機関としての現代のヨーロッパ連合の可能性と限界はど

こにあるのか――. こうしたアクチュアルな問いも、本書の歴史叙述を経たあとでは、新たな歴史的文脈を補助線に得て、また違った形で浮かび上がってくるように思われる.

#### いくつかの疑問点

ここまでの検討を踏まえて、最後に今後の議論の発展のために、いくつかの疑問点・論点を簡単に提起して本稿を閉じたい。前述の世界君主政のヴィジョンとその批判という思想史的主題は、世界システム論の主唱者イマニュエル・ウォーラーステインがいう「世界帝国」と「世界経済」の区別と相関している\*\*\*\*・ウォーラーステインによれば、西洋で資本主義世界経済が形成され、それが世界を席巻したのは、必ずしも西洋のアプリオリな優位性に由来するわけではない。むしろ、他地域で近世に世界帝国――清朝やムガル帝国など――が形成されたのに対し、同時期の西洋は世界帝国の樹立に失敗したのであり、政治的には多元化した「世界経済」の形成は、その意図せざる副産物であった。『帝政論』を執筆したダンテに象徴されるように、キリスト教世界全体を覆う世界君主制国家の樹立は、ルネサンス期まで一つの政治的理想であり続けた。こうした巨視的な観点からすれば、啓蒙の世紀において本格化する世界君主政批判とウェストファリア体制の基本的擁護は、経済圏の広がりに合致する政治的統一体を形成できなかった西洋近代の、思想上の防衛的な反応であったとさえ言えるかもしれない(現代のヨーロッパ連合は、こうした意味では、遅ればせながらの世界帝国の地域的な再建とも形容しうる)。コスモポリタニズムは、もしそれを国家間秩序の根本的な克服を志向するものと解するならば、啓蒙思想の側だけでなく、むしろ世界帝国の普遍主義的ヴィジョン――たとえばサラマンカ学派のような自然法秩序の構想――のうちにこそ見出されると考えることも可能ではないか。

また、コスモポリタニズムと呼びうるものを帝国的秩序ヴィジョンのなかに認めるか、主権国家体系を基礎とした国際主義に認めるかは置くにしても、そもそもコスモポリタンな世界構想が「世界平和」を促進すると一般的にいえるのか、という問いもありうるだろう。場合によっては、ある種の不介入主義(内政不干渉)や孤立主義的態度が、結果的には「平和」――ルソーやカントに反してアクチュアルな戦争がない状態をそう定義するならば――を実現する傾向にあるという可能性も、理論的には考えられるからである。現代史では、湾岸戦争やイラク戦争以降、一部のリベラルを中心にアメリカの覇権主義的な世界新秩序建設が批判され、その時期は同時に、あらゆる普遍主義的な世界構想に対する懐疑が強まったポストモダンの時代でもあった。これに対しては、旧ユーゴスラビア紛争でのコソヴォ空爆に際してハーバーマスやウォルツァーが「人道的介入(humanitarian intervension)」の不可避性を主張する一幕もあった。ある意味では、積極的な世界秩序構築――多かれ少なかれポスト主権国家分立体制を展望する限りそれをコスモポリタニズムと操作的に切り離すことは難しい――の方が、少なくとも移行期においては、平和状態を阻害する可能性があるとも言えないだろうか。そうだとすれば、本書の副題となっている「18世紀フランスのコスモポリタニズム」を一概に、「平和の追求」をアジェンダとする平和思想としては特徴づけられないということはないか。

こうしたある種のアポリアについて、当時のフランスの思想家はどこまで自覚的に議論を行っていると見るべきか、これは普遍君主政への評価にも関わる問題である。超国家的な政治的統合体を建設しようとする動きをコスモポリタニズムの一種とみなすならば、啓蒙思想家の一部は、まさにこうした世界の統一化の運動こそが平和を阻害し戦争をもたらす最大の原因とみていたということも、あるいは可能なのではないか、その一方で、ダンテ的な帝国的統合の理念は、啓蒙期においても、ルソーが批判する「人類の一般社会」の自然法的観念のうちにある面で継承されていったとみることもできる。参考まで

xxiv イマニュエル・ウォーラーステイン, 日南田静真訳『資本主義世界経済II——階級・エスニシティの不平等, 国際政治』(名古屋大学出版会, 1987年).

に付言すれば、たとえばカントの場合は、こうしたアポリアを明確に意識し、世界国家を理念目標とするタイプのコスモポリタニズムに対して批判的距離を取る。「世界共和国」を仮に目指しうるとしても、それを実現する過程で多数の政治紛争・不安定を生み出し、人間の権利や基本的な厚生にも深刻な危害が加えられることが予期される。つまり、この種のコスポリタンな世界構想を実現しようとすることは、半ば不可避的に、むしろ戦争を惹起してしまうだろうという含意さえ読み取りうるのである。また、仮にそうした移行の過程で決定的な問題が生じなかったとしても、実現された単一国家がカントやルソーの定義における法治状態ないし市民的体制を実現しない恐れは高い。世界国家が――法の支配にもとづく世界共和国とはならず――世界君主政の形態を取り、しかもその統治を上位から規制する審級が存在しなくなれば、それは類を見ない暴政ともなりかねない。その場合、カント・ルソー的定義にしたがえば、こうした状態は平和などではなく、潜在的な戦争状態というべきであろう。

〔上野 大樹〕

## 書評執筆者

上野 大樹 慶應義塾大学・一橋大学